

# 基金情報

No. 107

平成22年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成22年度・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)
事業所数(件)	233	0	年金掛金	調定額(円) 1,101,296,692
加入員数(人)	男子 4,737	-14		収納額(円) 1,091,246,292
	女子 2,142	12		収納率 99.09%
	計 6,879	-2	事務費掛金調定額(円) 45,222,804	
平均標準給与月額(円)	男子 336,859	175	資産運用	信託資産額(時価) 245億3,220万円
	女子 227,757	-75		修正総合利回り -5.36%
	計 302,886	-103		ベンチマーク差 0.27%
受給者数(人)	6,234	12	慶弔金の支給件数・金額	67件98万円
平均年金額(円)	508,626	460	年金相談件数	522件

事業主の  
皆さまへ

## 退職後継続再雇用される方の手続きについて

### 【改正前】

年金受給権のある60歳～64歳までの方が定年により退職後継続再雇用された場合に限り、再雇用された月から再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定しておりますが、定年制のない事業所や定年制の定めのある事業所において定年退職以外の理由で退職後継続再雇用され給与が著しく変動になった場合は、随時改定(月額変更届)により標準報酬月額を決定していました。

### 【改正後】

平成22年9月1日の改正により、年金受給権のある60歳～64歳までの方が退職後継続再雇用された場合、定年に限らず再雇用された月から再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定できるようになりました。

- \* 退職後継続再雇用・・・1日も空くことなく同じ事業所に再雇用されること
- \* 年金受給権・・・特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金を受け取る権利がある方

### ■ 対象者について ■

年金受給権のある60歳～64歳までの被保険者(加入員)で、

- ① 定年により退職後継続再雇用した場合
- ② 定年制の定めのある事業所において定年退職以外の理由で退職後継続再雇用した場合  
(例えば、定年が61歳と定めている事業所において、定年により退職後継続再雇用し、さらに継続して再雇用したときや、定年退職以外の理由で定年前の60歳で退職後継続再雇用した場合も対象)
- ③ 定年制のない事業所において退職後継続再雇用した場合

- ・被保険者(加入員)となっているパートタイマーやアルバイトの方も対象
- ・役員の方が60歳以降に退任し、引き続き嘱託社員として再雇用された場合も対象となりますが、その場合の添付書類は「役員規程、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類及び退任後継続して嘱託社員として再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」

### ■ 手続きの仕方について ■

該当する方の「資格喪失届」及び「資格取得届」を同時に年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出してください。

#### 添付書類

1. 就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類  
(役員の場合：役員規程、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類)
2. 継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書  
(役員の場合：退任後継続して嘱託社員として再雇用されたことがわかる雇用契約書)

この2点の代わりとして「事業主の証明」でも結構です。  
事業主の証明は、所定の様式はありませんが、退職日・再雇用日が記載されているもので、事業主印が押印されているものがが必要です。

## 慶弔金のお知らせ

### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

### 【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
  - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
  - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
  - 加入期間 3年以上・・・1万円

### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

**\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

## 年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

## 年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

## 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

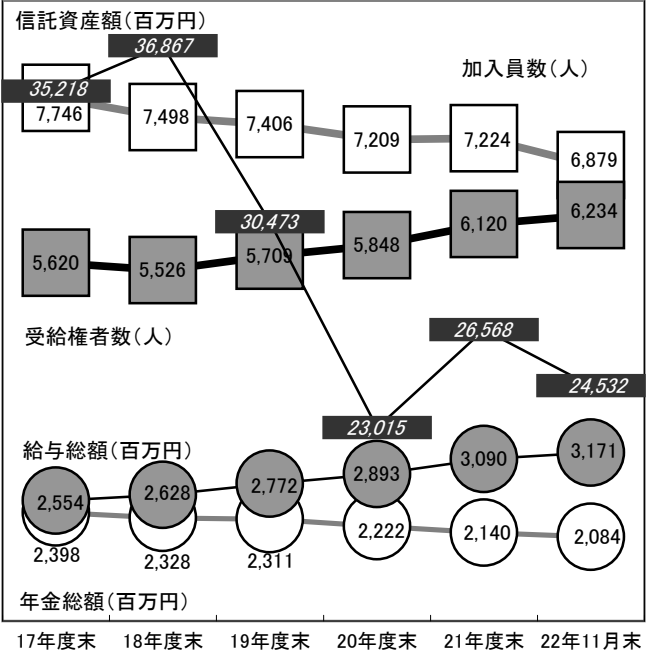
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

**\* 12月分の掛金納入期限は、平成23年1月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

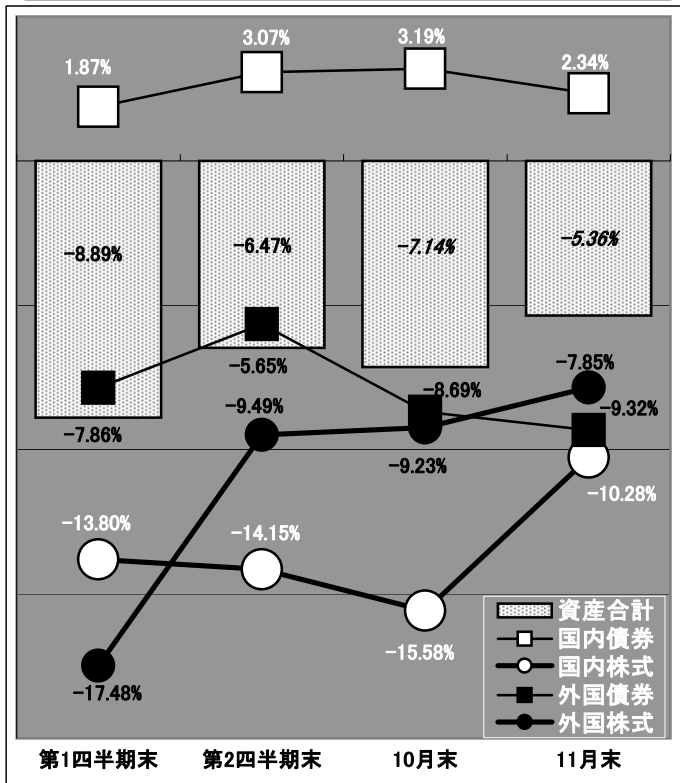
## 設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

## 主要事業の推移



## 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

### ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

## 1月の予定

- 14日 告知書(12月分)発送
- 31日 受託機関運用報告
- ※1月分の適用関係書類の切は2月7日です。